

第1種電気工事士免状の取得に

必要な**実務経験年数**を**短縮**します！

5年以上 ⇒ **3年以上**

令和3年4月1日～

※ 電気工事士法施行規則第2条の4の改正により、令和3年4月1日以降に免状交付申請を行う場合、第一種電気工事士試験の合格日に関わらず、合格された全ての方が3年以上となります。なお、大学・高専の電気工学系を卒業の方は、改正前から3年以上となっております。

注) 知事認定(第1～3種電気主任技術者免状の交付を受けた者等)で求められる実務経験年数は、これまでと同様に「5年以上」です。

※ 免状交付申請の窓口が混雑する可能性がありますので、郵送による申請や申請時期をずらすなど、都道府県が行う新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。郵送の場合には、免状の交付が令和3年4月1日以降となることを前提に、3月18日から申請を可能とします。

【高知県にお住まいの方のご相談・お問い合わせ先】

高知県危機管理部消防政策課産業保安担当 TEL088-823-9696